

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號 二 第 卷(十二第)

行發日一月二年四和昭

## 論 叢

犬 稅 論 . . . . . 法學博士 神戶 正雄

總合社會學概念 . . . . . 文學博士 米田庄太郎

財產生命保險 . . . . . 經濟學博士 小島昌太郎

明治初年に於ける大阪爲替會社 . . . . . 經濟學士 菅野和太郎

リカアドウの恐慌論 . . . . . 經濟學士 谷口 吉彦

## 時 論

我國の國富及び國民所得を論ず . . . . . 經濟學博士 汐見 三郎

## 說 苑

經濟政策學に於ける超越的目標に就いて . . . . . 經濟學士 藤田 敬三

豫算に依る企業の統制 . . . . . 經濟學士 大塚 一郎

## 雜 錄

獨逸に於ける中央地方稅の發達 . . . . . 經濟學士 中川與之助

美濃稻津村小里の割山制度 . . . . . 經濟學士 井 篁 弁

# 雜 錄

## 最近獨逸に於ける中央・地方税の發達

中川與之助

私は最近に著した Deutsche Wirtschafts-Zeitung, 6 December 1928 に載せられた博士 Richard Lenz の論文 Die Entwicklung der Reichs-, Landes- und Gemeindesteuern von 1925 bis 1928 に據つて、獨逸に於ける最近の中央・地方税の發達を窺つてみようと思ふ。氏の研究は殆ど専ら共和國財政統計に據れるものゝ如くである。抑も共和國財政統計は獨逸に於けるこの種の

第一表 國税の州・市町村税に對する割合

| 國<br>州<br>市<br>町<br>村<br>税 | 絶對額(單位十億馬 <sup>*</sup> ) |      | 總租稅收入額に對する% |       | 一、九二七—二八の増加      |     |
|----------------------------|--------------------------|------|-------------|-------|------------------|-----|
|                            | 一九二五                     | 一九二八 | 一九二五        | 一九二八  | 絶對額 <sup>*</sup> | %   |
| 國                          | 六、八                      | 七、一  | 三〇、九        | 三〇、五  | 一、三              | 一、八 |
| 州                          | 三、三                      | 三、三  | 三三、一        | 三三、五  | 〇、五              | 三、八 |
| 市                          | 三、三                      | 三、三  | 三三、一        | 三三、六  | 〇、五              | 〇、九 |
| 町                          | 三、三                      | 三、三  | 三三、一        | 三三、六  | 〇、五              | 〇、九 |
| 村                          | 三、三                      | 三、三  | 三三、一        | 三三、六  | 〇、五              | 〇、九 |
| 計                          | 一〇、〇                     | 一〇、七 | 一〇〇、〇       | 一〇〇、〇 | 一、八              | 二、五 |

統計の中、最も權威あるものゝ一であり、且又それは決算をとつてゐることを特色の一としてゐる。従つて租税に就ても單なる豫算や見積りでなく、各會計年度に入つて來た實際の租稅收入が計上されてゐるわけである。統計の作成に當り決算によることの豫算によるよりも如何に不利であり困難であるかの問題は姑く別として財政の研究上決算による方が豫算によるよりも遙かに正しいといふことは今更言ふまでもないことである。尙本文に於て Reichsteuer を國税、Landessteuer を州税、Gemeindesteuer を市町村税としたことをお断りして置く。

中央・地方税一般に就て——レンツ氏は中央・地方税の割合に就て先づ次の如き結果を掲げてゐる。

\* 正確なる決算をうる事の困難のために、共和國財政統計も、特に地方稅收入の算出には多少の手心を加へてゐる。  
\* 馬はレンテンマーク 以下之に同じ

右に據れば中央地方を合せて、租税收入總額が、一九二五—二六は百億馬、一九二六—二七は百七億馬、一九二七—二八には百二十五億馬に上つた。即ち一九二五—二六から一九二七—二八までに約五億馬増加したことになる。之を國税地方税別に觀るも、一九二五—二六と一九二七—二八とを比較すると、國税の方は六十八億馬から八十四億馬に即ち約十六億馬（約二四%）増加し、州・市町村税は三十二億馬から四十一億馬に、即ち約九億馬で二七%の増加率を示し、その増加率は國税に於けるそれよりも更に大である。尙茲に見通すべからざることは、戦後の税制改革によりて國税額が地方税額に比して著しく多くなつて來たといふ事實である。試みに第一表に就て二者の割合をみるに、何れの年度に於ても國税額は地方税額の約二倍に當つてゐる。

中央・地方を通じて租税收入の増加しつゝあるは上の如くであるが、之は抑も何に由るのであるか、レンツ氏は、最近年度内に於てビール税の外に租税の中、

税率を引き上げられたものがないことから察してもこれ全く獨逸の經濟状態の良好に向ひつゝある證據であると斷じてゐる。勿論氏の言ふ如く、租税收入の増加率は直ちに以て經濟状態改善を測定する尺度となさきものでなく、租税を以て經濟状態の測定標準となさんとすれば、經濟状態と關係の密接なる各税を個別的に觀察せねばならぬのであるが、それによりても明かに右の斷定の誤りに非ることが分かる。まづ經濟状態を最もよくあらはす所得税をみるに、その收入に於て一九二七—二八は前年度に比して約四分の一を増加してゐる。又、車税は四八、五%の増加率を示してゐるが、これ又景氣の向上に伴うて購買力の増加したことを意味する。營業取引の如何を反映する取引税に就てみるも、税率は一%から〇・七五%に下つてゐるにも拘らずその收入に減少をみぬ。その他、運送税、土地獲得税、營業稅等の收入の増加しつゝあることは、何れも經濟状態の活氣を帯びて來てゐる證據であり、かの資本收益税に四三%といふ比較的高率の税の課せら

\* 一九二五年度即ち一九二五の四月より一九二六の三月に亘る一會計年度を意味する。以下之に準ず。

れつゝあるのも資本構成力の進みつゝあることを語るものであらう。之を要するに、中央・地方税収入の増加しつゝあるは、全く經濟狀態改善の結果であるとして差支ないのである。

國税に就て——更に、レントツ氏は一九二五—二六、一九二六—二七、一九二七—二八の三箇年度に於ける國税収入を研究して次の如き表を示してゐる。

第二表 最近三箇年度の國税の收入\*

| 税種        | 一九二五—二六   |      | 一九二六—二七   |      | 一九二七—二八   |      |
|-----------|-----------|------|-----------|------|-----------|------|
|           | 絶対額       | %    | 絶対額       | %    | 絶対額       | %    |
| 一、所得税・財産税 | 一、九七五、一六〇 | 六二・一 | 一、九七五、一六〇 | 六二・一 | 一、九七五、一六〇 | 六二・一 |
| 1、所得税     | 一、九七五、一六〇 | 六二・一 | 一、九七五、一六〇 | 六二・一 | 一、九七五、一六〇 | 六二・一 |
| a、勞賃の税    | 三、七〇、八〇〇  | 一四・八 | 三、七〇、八〇〇  | 一四・八 | 三、七〇、八〇〇  | 一四・八 |
| b、資本收益の税  | 一、三〇、〇〇〇  | 四・三  | 一、三〇、〇〇〇  | 四・三  | 一、三〇、〇〇〇  | 四・三  |
| c、大所得の税   | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 三二・〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 三二・〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 三二・〇 |
| 2、會社税     | 一、八〇、〇〇〇  | 五・八  | 一、八〇、〇〇〇  | 五・八  | 一、八〇、〇〇〇  | 五・八  |
| 3、財産税     | 一、二〇〇、〇〇〇 | 三九・〇 | 一、二〇〇、〇〇〇 | 三九・〇 | 一、二〇〇、〇〇〇 | 三九・〇 |
| 4、その他     | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 三二・〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 三二・〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 三二・〇 |
| 小計(1)     | 一、九七五、一六〇 | 六二・一 | 一、九七五、一六〇 | 六二・一 | 一、九七五、一六〇 | 六二・一 |
| 二、取引税・財産税 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 三二・〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 三二・〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 三二・〇 |
| 通税        | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 三二・〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 三二・〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 三二・〇 |

雜錄 最近獨逸に於ける中央・地方税の發達

| 税種          | 一九二五—二六  |      | 一九二六—二七  |      | 一九二七—二八  |      |
|-------------|----------|------|----------|------|----------|------|
|             | 絶対額      | %    | 絶対額      | %    | 絶対額      | %    |
| 一、取引税       | 一、四六、〇〇〇 | 六七・七 | 一、四六、〇〇〇 | 六七・七 | 一、四六、〇〇〇 | 六七・七 |
| 2、資本交通税     | 一、〇〇、〇〇〇 | 三二・〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 三二・〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 三二・〇 |
| 3、競馬・富織税    | 一、〇〇、〇〇〇 | 三二・〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 三二・〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 三二・〇 |
| 4、その他の財産交通税 | 一、〇〇、〇〇〇 | 三二・〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 三二・〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 三二・〇 |
| 小計(2)       | 一、四六、〇〇〇 | 六七・七 | 一、四六、〇〇〇 | 六七・七 | 一、四六、〇〇〇 | 六七・七 |
| 三、運送税・車税    | 一、七五、〇〇〇 | 五八・三 | 一、七五、〇〇〇 | 五八・三 | 一、七五、〇〇〇 | 五八・三 |
| 1、運送税       | 一、七五、〇〇〇 | 五八・三 | 一、七五、〇〇〇 | 五八・三 | 一、七五、〇〇〇 | 五八・三 |
| a、旅客運送      | 一、〇〇、〇〇〇 | 二八・七 | 一、〇〇、〇〇〇 | 二八・七 | 一、〇〇、〇〇〇 | 二八・七 |
| b、貨物運送      | 七五〇、〇〇〇  | 二一・五 | 七五〇、〇〇〇  | 二一・五 | 七五〇、〇〇〇  | 二一・五 |
| 2、車税        | 一、〇〇、〇〇〇 | 二八・七 | 一、〇〇、〇〇〇 | 二八・七 | 一、〇〇、〇〇〇 | 二八・七 |
| 小計(3)       | 一、七五、〇〇〇 | 五八・三 | 一、七五、〇〇〇 | 五八・三 | 一、七五、〇〇〇 | 五八・三 |
| 四、消費税・奢侈税   | 一、〇〇、〇〇〇 | 三二・〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 三二・〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 三二・〇 |
| 1、烟草税       | 一、〇〇、〇〇〇 | 三二・〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 三二・〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 三二・〇 |
| 2、砂糖税       | 一、〇〇、〇〇〇 | 三二・〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 三二・〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 三二・〇 |
| 3、ビール税      | 一、〇〇、〇〇〇 | 三二・〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 三二・〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 三二・〇 |
| 4、酒精専賣      | 一、〇〇、〇〇〇 | 三二・〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 三二・〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 三二・〇 |
| 5、その他       | 一、〇〇、〇〇〇 | 三二・〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 三二・〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 三二・〇 |
| 小計(4)       | 一、〇〇、〇〇〇 | 三二・〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 三二・〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 三二・〇 |
| 五、關稅        | 一、〇〇、〇〇〇 | 三二・〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 三二・〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 三二・〇 |
| 小計(5)       | 一、〇〇、〇〇〇 | 三二・〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 三二・〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 三二・〇 |
| 總計          | 一、〇〇、〇〇〇 | 三二・〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 三二・〇 | 一、〇〇、〇〇〇 | 三二・〇 |

統計の示す如く、國税の樞軸をなすもの所得の諸税

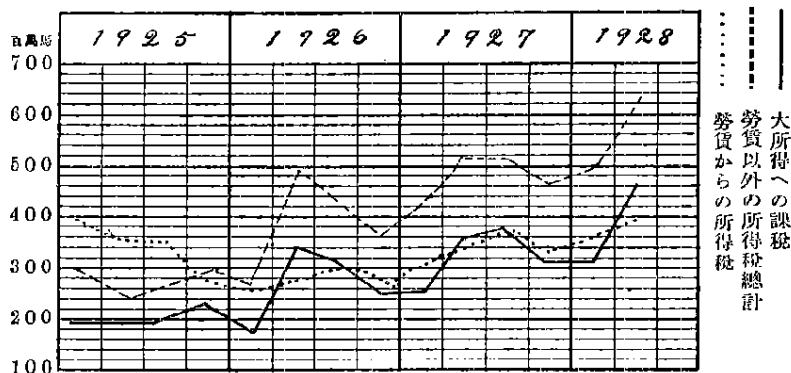
\* 單位は百萬馬

である。今之に屬する勞賃税・所得税・資本收益税・會社税を合算すればその額、一九二七—二八には三十二億五千萬馬以上に上り、その収入額急増しつゝありとされる關稅(十二億五千萬馬)と消費税(十七億馬)とを合してもこの額に及ばず、かの取引税額の如きも僅かに所得税額の四分の一乃至三分の一にすぎぬ。嗣つて之を一九二五—二六に比すれば、各國稅收入額には非常な變化があらはれてゐる。即ち一九二五—二六には取引税額は十四億馬で所得税額の殆んど六〇%に及んでゐたのであるがその後、取引税の稅率が引き下げられその収入も十四億馬から九億馬即ち約五億馬減少してゐる。そはともかく取引税にかくの如き減收ありしにも拘らず一九二七—二八の國稅收入は一九二五—二六のそれに比して約十六億馬も増加してゐる。若しそれ取引稅率にかくの如き低下なかりせば、優に二十一億馬の増加をみたかも知れない。而してかくの如き租稅收入の増加は、その大部分は所得各稅の増收(八億二千萬馬)と財産稅の増收(一億七千萬馬)によるのである

が、茲に特て注意せらるべきことは所得税の一種である勞賃税の増加してゐないことである。之を前掲第二表にみるも、勞賃税は一九二六—二七には前年度に比して却つて減少してゐる。尤も次の年度に於ては再び上つてはゐるが、之は全く勞働業務の増加せると勞賃並びに俸給收入の増加せる結果に外ならぬのである。

次に序を以て今少しく所得各稅の發達を考へてみたいと思ふ。所得税額は前掲第二表にあらはれし如く最近の三箇年に二十四億馬・二十六億・三十三億と次第に増加して來た。その中、勞賃税は最初は十四億、次は十一億馬に下り更に再び十四億馬に上つたのであるが、大所得の税は八億馬・十一億馬・十三億馬と絶えず増加しつゝある。言ふ迄もなく前者は小所得者に後者は大所得者と密接な關係をもつてゐる。而して小所得者に有利なる如き結果が租稅の上にあらはれて來たことに就ては立法者の努力にまつ事多いものがあるであらう。試みに勞賃税と他の所得各稅との發達を圖表によつて示せば次の如くである。

第三表 毎箇月に得る税収の移動



大所得への課税  
勞賃以外の所得税總計  
勞賃からの所得税  
大所得以外の所得税

右の圖表によりて所得各税の發達をみれば、經濟狀態の改善と相俟つていかにも具案的合法的に進んでゐることが分かる。今、勞賃税をその他の所得税に比較するに、一九二五—二六の前半は勞賃税は非常に高くして四億馬に達してゐるのに、殘餘の所得税は合して漸く三億馬である。而るにその後勞賃税は次第に低下して他の諸税の收入は漸増して來た。而して圖表にみる如く、一九二六の七月頃よりは二者の割合は始ど固定して平行線を描いて進んでゐる。爾來、勞賃税は三億馬乃至四億馬を上下してゐるが、殘餘の所得税額は常にそれよりも約一億馬宛多い。同じ様な關係が勞賃税と大所得の税との間にも窺はれる。所得税の發達は大體上述の如しとして、次に經過中の一九二八—二九の租税收入の見込に於て一言せう。一九二八—二九の租税收入の豫算は國税・地方税を合して八十八億馬であつて前年度よりも四億馬も多く見積つてある。この増収はその大部分を所得税と取引税に期待してゐるのであるが、これらの租税の前半年にあげた成績から

みると必ずしも外的でないかも知れぬが果してそれだけの増收をあげうるかも疑はしい。所得税の収入は九月までに収入豫算額二十九億馬の五五%即ち十六億に上つてゐるのであるが、所得税中には前半年中に決定支拂されしもの多きことも注意せらるべく、十月

一日以來新に租税輕減が行はれてゐるし、營業税の如きも前半年に期待されし程の成績を上げてゐない。尤もそれは冬季に於て殊にクリスマスの頃には大いに増加するであらう。關稅と酒精專賣益金も豫算の五〇%にも達してゐないが冬期に増加する火酒税収入で埋め合はせをなすであらう。尤も一九二八は比較的豊年であつたから關稅収入は恐らく豫算額には達せぬであらう。以上は現年度の租稅収入に對するレンツ氏の豫想である。たとへ、前年度に比して四億馬までの増收が期待出來ぬにせよ、獨逸の財政經濟の著しく改善されつゝあることはかゝる豫想によりても看取するに難くない。更に一轉して最後に地方税の發達狀況を一瞥せう。

州・市町村税に就て——州・市町村税額は既に述べたる如く國稅收入額の約半分にあたる。左に先づレンツ氏の研究によりて最近三ヶ年の地方税の發達を示さう。

第四表 最近三箇年に於ける地方稅收入\*

| 稅 種         | 最近三箇年     |           | 絕對額       | %       |
|-------------|-----------|-----------|-----------|---------|
|             | 一九二六      | 一九二七      |           |         |
| 一、土地所有並に營業稅 | 一九五,一三六   | 一九六,一三六   | 一九五,一三六   | 對し      |
| 1、地租        | 八七〇,三〇〇   | 一,〇〇〇,五〇〇 | 一,一三〇,四〇〇 | 二四二,一〇〇 |
| 2、物業稅       | 五七〇,三〇〇   | 六〇〇,〇〇〇   | 七九〇,〇〇〇   | 三三〇,七〇〇 |
| (特別) 營業稅    | —         | —         | —         | —       |
| 3、その他所有稅    | 四,一五〇     | 四,一五〇     | 六〇,〇〇〇    | 二五,〇〇〇  |
| 小計(1)       | 一,四四〇,六〇〇 | 一,六〇〇,六〇〇 | 一,九六〇,〇〇〇 | 四七〇,〇〇〇 |
| 二、家賃稅       | 二五七,〇〇〇   | 二五七,〇〇〇   | 三〇〇,〇〇〇   | 七五,〇〇〇  |
| 小計(2)       | 二五七,〇〇〇   | 二五七,〇〇〇   | 三〇〇,〇〇〇   | 七五,〇〇〇  |
| 三、財產交通稅     | —         | —         | —         | —       |
| 1、土地獲得稅     | 一九二,一〇〇   | 一九二,一〇〇   | 二七〇,〇〇〇   | 六八,〇〇〇  |
| (増價) 稅      | —         | —         | —         | —       |
| 2、その他交通稅    | 五九,〇〇〇    | 五九,〇〇〇    | 八〇,〇〇〇    | 二〇,〇〇〇  |
| 小計(3)       | 二五二,一〇〇   | 二五二,一〇〇   | 三〇〇,〇〇〇   | 七五,〇〇〇  |
| 總計          | 一,九四九,七〇〇 | 二,一〇九,七〇〇 | 二,五〇〇,〇〇〇 | 六二五,〇〇〇 |

\* 單位百萬馬

|           |           |         |        |        |        |
|-----------|-----------|---------|--------|--------|--------|
| 四、消費税・奢侈税 | 1,054,400 | 75,100  | 5,800  | 8,600  | 12,100 |
| 1、飲料税     | 45,400    | 7,500   | 700    | 1,000  | 1,300  |
| 2、遊興税     | 60,000    | 6,800   | 700    | 1,000  | 1,300  |
| 3、畜犬税     | 2,000     | 200     | 200    | 200    | 200    |
| 4、その他の税   | 2,000     | 200     | 200    | 200    | 200    |
| 小計(4)     | 275,300   | 33,300  | 3,600  | 4,400  | 5,800  |
| 州市町村税總計   | 3,392,200 | 359,600 | 40,200 | 60,400 | 87,700 |

右の表にみる如く、その總收入は最近三箇年間に三十二億馬・三十六億・四十一億と増加しその増加率二七%を示してゐる。

地方税の樞軸をなすものは物税である。而して地租・建物税・營業税を合して、この三箇年に十四億馬から十九億馬に上つた。家賃税の増加も亦之にあまり譲らぬ。地方税としてはこれらの外に右第四表にみる如く土地獲得税・消費税・奢侈税等がある。今試みにそれらの各税に就て一瞥するならば、地租と建物税は八億馬から十一億馬に上りて約二八%の増加率を示し、營業税の如きは五億馬から八億馬に上りその増加率四〇%といふ非常なる躍進を示してゐるのである。恐らく

營業税は益々増進してゆくであらう。それは一九二八—二九の最初三箇月の成績に徴しても明かである。その他の家賃税増加といひ、土地利得税の増収といひ、これら諸税の急激なる増収はこれ又全く經濟狀態の回復に因る結果であるともなければなるまい。たゞこれら諸税に比して消費税や奢侈税の減少してゐるが、就中酒税の減少したるは、一九二七の四月一日以來ビール以外に酒類火酒類が地方税としての課税を免れしによる。

結言——以上吾人の述べたる所を要括するに、獨逸に於ては(一)國税も地方税もその收入額が漸次増加しつつあり(二)殊にその増加率が國税よりも地方税に於て大なることは(三)國税額の地方税額に對する割合が著しく大となりつあること(四)而して現に前者は後者の約二倍に當つてゐること(五)國税の樞軸は所得税にあること及びその所得税の發達の顯著なこと(六)勞賃所得に對する課税率が漸次低下しつつあること(七)地方税の樞軸が物税にあること(八)地方營業税の著しく増加しつつあること



等である。獨逸の財政は中央・地方を通じて今や次第に順調に赴きつゝあるものゝ如くである。而してその主なる原因は獨逸國民經濟狀態の改善にありとせらるる以上吾人の特に注目すべき現象でなければならぬ。

(四、一、一八)